秘 密 保 持 誓 約 書

●●【相手方の会社名はこちらに入ります】(以下、「被開示者」という。)は、(以下、「開示者」という。)の現場見学及び取引にあたり、開示者から開示される「秘密情報」に関して、以下の内容を遵守することを誓約する（以下「本誓約書」という。）。

第1条（定義）

本誓約書において「秘密情報」とは、開示者から被開示者に開示される情報であって、開示者の研究開発に関する情報、生産設備や生産に関する技術全般、開示者の財政状態・経営成績・技術開発・設備・レイアウト・工業所有権に関する情報、また開示者の事業に関する計画・戦略・取引先情報などのあらゆる情報(文書、電子ファイル、口頭その他の媒体のいかんを問わず、見学を通じて視覚的に認識した情報をも含みます。)をいう。なお、開示者が藻類のバイオのために用いる水槽、撹拌機その他の設備のアイデア及び開発に関する一切の情報についても、秘密情報に含まれる。

第2条（秘密保持義務）

被開示者は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密として管理保持するものとし、事前に開示者の書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)による承諾を得ることなく、当該秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。万一、秘密情報の漏えい等が発生した場合は、被開示者は、開示者に対し速やかに報告するものとし、開示者による当該漏えい等に関する調査に協力するものとする。

第3条（禁止事項）

被開示者は、開示者より開示された秘密情報の中に、知的財産権又は知的財産権になりうる情報が含まれていた場合であるか否かを問わず、開示者の権利又は利益を侵害する行為を自ら行わず、いかなる第三者にもこれを行わせない。

第4条（秘密情報の返還）

被開示者は、開示者から要求があった場合には、有体物の形態で開示された秘密情報については当該秘密情報及びその複製物を直ちに開示者に返還し、またデータ等無形の形態にて開示された秘密情報については当該秘密情報及びその複製物を消去するものとする。

第5条（損害賠償）

被開示者は、本誓約書に違反することによって、開示者に損害が発生した場合、開示者に対し、その損害(弁護士費用を含む。)を賠償する。

第6条（有効期限）

被開示者は、秘密情報について開示者との最後の取引日から5年間、本誓約書に従って取扱うものとし、期間満了日の1か月前までに、いずれの当事者からも書面による異議の申し出が無い場合は、本誓約書は同一条件で5年間延長され、以後も同様とする。申し出があった場合は協議の上、検討をする。

第７条

　甲及び乙は、相手方の事前の書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)による承認なしに情報を本業務以外の目的に使用してはならない。

年　　月　　日

住　所：

法人名：

代表者：　　　　　　　　　　　　　印